

報告第一号

令和元年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和元年七月五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

教委教改第 447号

令和元年 7月 3日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤 利明



議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和元年6月28日付け財第294号で照会のあった上記のことについて、  
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



財 第 2 9 4 号  
令和元年6月28日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）関係部分
- ・職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について
- ・会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について
- ・大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

2 議案提出県議会

令和元年第2回定例会

第52号議案

## 令和元年度 大分県一般会計補正予算 (第1号)

令和元年度大分県一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,763,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ646,342,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年7月5日提出

大分県知事 広瀬 勝 貞

(2)

第 1 表						
歳入歳出予算補正						
歳入						
款	項	既	定額	補正額	計	
3	地方譲与税		21,755,000	91,000	21,846,000	千円
	6	森林環境譲与税		91,000	91,000	
7	分担金及び負担金		2,401,423	1,673,413	4,074,836	
	1	分担金	44,739	105,132	149,871	
	2	負担金	2,356,684	1,568,281	3,924,965	
8	使用料及び手数料		7,814,943	21,354	7,836,297	

	1 使 用 料	5,952,505	21,354	5,973,859
9 国 庫 支 出 金		82,393,332	23,084,190	105,477,522
	1 国 庫 負 担 金	27,168,595	22,403	27,190,998
	2 国 庫 補 助 金	53,032,546	23,061,787	76,094,333
10 財 産 収 入		1,376,608	553	1,377,161
	1 財 産 運 用 収 入	967,843	103	967,946
	2 財 産 売 払 収 入	408,765	450	409,215
11 寄 附 金		27,243	3,000	30,243
	1 寄 附 金	27,243	3,000	30,243
12 繰 入 金		18,855,398	7,124,364	25,979,762

(4)

	1 特別会計繰入金	329,248	4,250	333,498
	2 基金繰入金	18,526,150	7,120,114	25,646,264
14 諸収入		49,334,953	7,675,126	57,010,079
	3 貸付金元利収入	39,911,559	7,397,120	47,308,679
	5 収益事業収入	2,572,230	49,194	2,621,424
	7 雑収入	2,607,599	228,812	2,836,411
15 県債		54,703,000	25,090,000	79,793,000
	1 県債	54,703,000	25,090,000	79,793,000
歳入合計		581,579,000	64,763,000	646,342,000

出		出		出		出		出	
款	項	既	定	額	補	正	額	計	額
2 総務費			26,034,687	千円		978,872		27,013,559	千円
	2 企画費		7,513,239			600,413		8,113,652	
	6 防災費		2,306,721			378,459		2,685,180	
3 福祉生活費			67,029,469			487,754		67,517,223	
	1 社会福祉費		45,156,005			152,508		45,308,513	
	2 児童福祉費		20,236,920			215,246		20,452,166	
	4 災害救助費		78,517			120,000		198,517	
4 保健環境費			35,525,782			154,198		35,679,980	

(6)

	1 公衆衛生費	24,908,274	20,836	24,929,110
	2 環境保全費	2,233,961	33,347	2,267,308
	4 医務費	5,860,645	23,740	5,884,385
	5 業務生活衛生費	760,729	76,275	837,004
5 労働費		2,272,042	190,862	2,462,904
	2 職業訓練費	1,576,172	2,761	1,578,933
	3 雇用対策費	448,845	188,101	636,946
6 農林水産業費		45,918,163	9,711,567	55,629,730
	1 農業費	10,433,801	1,086,320	11,520,121
	2 畜産業費	4,315,384	299,778	4,615,162
	3 農地費	13,821,183	5,102,811	18,923,994

	4 林業費	11,804,550	1,630,887	13,435,437
	5 水産業費	5,543,245	1,591,771	7,135,016
7 商工費		42,414,558	7,713,641	50,128,199
	1 中小企業費	32,879,504	7,173,446	40,052,950
	2 工鉦業費	8,910,474	467,279	9,377,753
	3 觀光費	624,580	72,916	697,496
8 土木費		64,545,340	33,010,093	97,555,433
	1 土木管理費	6,307,578	2,074,000	8,381,578
	2 道路橋梁費	29,633,174	19,568,954	49,202,128
	3 河川海岸費	22,552,726	8,089,908	30,642,634
	4 港湾費	1,890,372	1,214,088	3,104,460

( 8 )

	5 都 市 計 画 費	2,942,140	1,685,937	4,628,077
	6 住 宅 費	1,219,350	377,206	1,596,556
9 警 察 費		26,271,317	264,368	26,535,685
	1 警 察 管 理 費	24,973,735	264,368	25,238,103
10 教 育 費		120,898,094	1,579,757	122,477,851
	1 教 育 総 務 費	11,964,138	31,927	11,996,065
	4 高 等 学 校 費	28,378,728	1,051,325	29,430,053
	5 特 別 支 援 教 育 費	10,181,630	480,102	10,661,732
	7 社 会 教 育 費	1,635,123	16,403	1,651,526
11 災 害 復 旧 費		11,586,800	10,671,888	22,258,688

	1 農林水産業施設 災害復旧費	5,431,302	2,926,688	8,357,990
	2 土木施設災害復旧費	6,155,498	7,635,200	13,790,698
	3 県立学校施設 災害復旧費		110,000	110,000
歳出合計		581,579,000	64,763,000	646,342,000

(10)

## 第2表

## 債務負担行為補正

(1)追加

事項	項目	期間	限度	額
1	聖火リレー準備事業	令和元年度から 令和2年度まで		59,965 千円
2	ドローン物流社会実装委託料	令和元年度から 令和2年度まで		10,000
3	都市政策推進費	令和元年度から 令和2年度まで		21,000
4	県立学校施設整備事業(国東高等学校寄宿舎)	令和元年度から 令和2年度まで		211,662
5	映像展示物制作業務委託料	令和元年度から 令和2年度まで		38,961

(2) 変更			
事項	項目	期間	限度額
1	信用保証協会の中小企業制度資金の貸付けに伴う保証料率軽減に対する補助		「760,597千円」を「1,498,484千円」
2	農業近代化資金等利子補給		「127,603千円」を「255,206千円」
3	農業経営負担軽減支援資金利子補給		「17,610千円」を「35,219千円」
4	畜産特別資金利子補給		「2,733千円」を「5,465千円」
5	漁業近代化資金利子補給		「94,377千円」を「188,753千円」
6	漁業経営維持安定資金利子補給		「4,000千円」を「8,000千円」

(12)

第 3 表

地 方 債 補 正

(1) 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央空港整備費	千円 18,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。
農林水産業施設災害防止緊急対策費	164,000			ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。
土木施設災害防止緊急対策費	2,696,000			なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であつても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
災害時緊急対応事業費	2,723,000			

(2) 変更		前			正			後			摘要	
		補	正	前	補	正	後	補	正	後		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	土地改良費	1,189,000				千円 2,052,000						
農地防災事業費	913,000				1,363,000							
林道費	178,000				244,000							
治山費	1,442,000				1,604,000							
沿岸漁場基盤整備費	231,000				543,000							
漁港費	611,000				835,000							
共生のまち整備費	50,000				72,000							
道路費	12,502,000				22,754,000							
河川費	6,667,000				8,428,000							
海岸費	274,000				484,000							

( 14 )

砂	防	費	2,718,000						3,696,000			
港	湾	費	598,000						1,034,000			
空	港	建 設	99,000						328,000			
街	路	費	352,000						831,000			
都	市	環 境 整 備	39,000						60,000			
住	宅	建 設	183,000						283,000			
防	災	対 策 推 進	703,000						1,678,000			
県	立	学 校 施 設 整 備	1,435,000						2,439,000			
交	通	安 全 施 設 整 備	230,000						342,000			
土	木	施 設 災 害 復 旧	2,059,000						2,717,000			
漁	港	施 設 災 害 復 旧	315,000						458,000			
治	山	施 設 災 害 復 旧	74,000						106,000			
(注) 起償の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。												

## 第五十六号議案

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年七月五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第十五条の二の二 任命権者は、人事委員会(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の任命権者が定める断続的な勤務(以下この条において「断続的勤務」という。)をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として任命権者が定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において断続的勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として任命権者が定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限その他の必要な事項は、任命権者が定める。

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第二条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十二年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第十三条の二の二 任命権者は、人事委員会(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九

号) 別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長) の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の県教育委員会が定める断続的な勤務(以下この条において「断続的勤務」という。)をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会が定める場合に限って、正規の勤務時間以外の時間において断続的勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会が定める場合に限って、正規の勤務時間以外の時間において断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限その他の必要な事項は、県教育委員会が定める。

附則第三項を次のように改める。

(読替規定)

3 市町村立学校職員に対する第四条、第五条、第七条、第九条から第十二条まで及び第十三条(第二項から第四項までを除く。)から第十三条の四までの規定の適用については、これらの規定中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」と、第十三条の二の二中「人事委員会」とあるのは「人事委員会(人事委員会を置かない市町村においては、当該市町村の長)」とする。

附 則

この条例は、令和元年八月一日から施行する。

理 由

民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入されたこと並びに国及び各県との均衡を考慮して、職員の時間外勤務等に関し必要な事項を定めたいので提出する。

## 第五十七号議案

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

会計年度任用職員の報酬等に関する条例を次のように定める。

令和元年七月五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項並びに地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十四条第五項の規定に基づき、同法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第二条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項、第五項又は第六項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号。以下「給与条例」という。)第十三條の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(月額の報酬にあつてはその額に百円未満、日額及び時間額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額)の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第一項の職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額(給与条例第十一条の二第一項第一号及び第三号に掲げる職にあつては、当該月額にそれぞれ当該各号に掲げる額を加えた額。次項及び第六項において同じ。)に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

5 日額の報酬を受ける第一項の職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

6 時間額の報酬を受ける第一項の職員の報酬の基本額は、勤務一時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た数を七・七五で除して得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

7 報酬の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

8 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当に相当する報酬を任命権者が定めるところにより支給する。

(費用弁償)

第三条 前条第一項の職員が給与条例第十三条の六第一項の職員たる要件を具備するに至つたとき及び公務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して任命権者が定める。

(給料等)

第四条 地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

2 給料の額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

3 給料の額は、一般職の常勤職員の給料との権衡を考慮して定めなければならない。

(支給)

第五条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当（第二条第一項及び前条第一項に規定する手当に限る。次条及び第七条において同じ。）の支給については、前三条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。ただし、報酬の額を日額又は時間額で定める者に対する報酬は、その都度又は支給事由の生じた月の分を翌月十日以後に支給する。

(減額)

第六条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて任命権者が定める。

(特例)

第七条 職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当については、第二条から前条までの規定にかかわらず、一般職の常勤職員との権衡、その者の職務の特殊性等を考慮して任命権者が決定する。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

## 附 則

## ( 施 行 期 日 )

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第七項中職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）附則第三十九項の改正規定及び附則第十二項の規定は、公布の日から施行する。

## ( 職 員 等 の 旅 費 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 )

- 2 職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

## ( 別 に 条 例 で 定 め る 事 項 )

第三十五条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対して支給する旅行に係る費用弁償については、別に条例で定める。

## ( 職 員 の 休 日 休 暇 及 び 勤 務 時 間 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 )

- 3 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）で、この条例に対する特例を必要とするもの」を「地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改める。

## ( 職 員 の 分 限 に 関 す る 手 続 及 び 効 果 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 )

- 4 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

## ( 職 員 の 懲 戒 の 手 続 及 び 効 果 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 )

- 5 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年大分県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「月額」の下に「（法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、報酬（会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年大分県条例第 号）第二条第三項の報酬の基本額に相当する部分に限る。）の月額（日額又は時間額の報酬を受ける職員にあつては、月額に相当する額））」を加える。

## ( 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 )

- 6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第二十二條の二第一項

の規定により採用されたもの（以下「会計年度任用職員」という。）、同法」を加える。

第十二条の二の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条中第二項を第五項とし、第一項を第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

第三条の二から第四条まで、第四条の四、第四条の六、第五条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第十一条及び前条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて十二箇月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して退職手当を支給する。

3 第十条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の企業局長が定めるものには適用しない。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

附則に次の一項を加える。

4 第十二条の二第二項に規定する職員以外の地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の第十二条の二第二項に規定する勤務した月が引き続いて六箇月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

7 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第二十二條の二第二項第一号に掲げる者及び同法第二十八條の四第一項の規定により採用された者には退職手当を支給しない。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とする。

附則第三十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、附則に次の一項を加える。

40 第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第三条から第五条の二まで、第六条及び第六条の二の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

8 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和三十一年大分県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三条の二第四項」を「第二百三条の二第五項」に改める。

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

- 9 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十二年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）で、この条例に対する特例を必要とするもの」を「地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 10 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第二十五条 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

別表第一の備考中「ただし、~~臨時又は非常勤の職員を除く。~~」を削る。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 11 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年大分県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條の二の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同條第二項中「（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を削り、同項を同條第五項とし、同條第一項中「（以下「再任用職員」という。）」を削り、同項を同條第四項とし、同條に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

第三條の二、第四條、第四條の四、第四條の六から第五條の三まで、第七條から第九條まで、第十一條及び前條の規定は、地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）には適用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて十二箇月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して退職手当を支給する。

- 3 第十條の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の任命権者が定めるものには適用しない。

第十五條を削り、第十六條を第十五條とする。

附則に次の一項を加える。

- 4 第十二條の二第二項に規定する職員以外の地方公務員法第二十一條の二第一項第二号に掲げる職員の第十二條の二第二項に規定する勤務した月が引き続いて六箇月を超えるに至つた場合には、当分の間、その若を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 12 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大分県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「平成三十二年三月三十日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

- 13 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大分県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 14 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第七条第二項中「している職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第八条中「した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第二十二条の表の第二十五条の項を削る。

第二十四条第二号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 15 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号及び第十一条第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 16 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「、第二十三条の四並びに第二十五条」を「並びに第二十三条の四」に、「、第十六条第二項及び第二十五条」を「及び第十六条第二項」に改める。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 17 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年大分県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「臨時的に任用される職員及び非常勤職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を「非常勤職員（法第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員及び法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的に任用される職員」に改める。

（大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 18 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第二十二条の二第一項の規定により採用されたもの(以下「会計年度任用職員」という。)、同法」を加える。

第二十三条の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条中第二項を第五項とし、第一項を第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

第五条、第七条、第九条、第十一条、第十八条、第二十条及び前条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて十二箇月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して退職手当を支給する。

3 第十九条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の病院局長が定めるものには適用しない。

第二十三条に次の一項を加える。

6 第四条から第七条まで、第九条及び第二十条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第二十八条及び第二十九条を削り、第三十条を第二十八条とする。

附則に次の二項を加える。

6 第二十三条第二項に規定する職員以外の地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の第二十三条第二項に規定する勤務した月が引き続いて六箇月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

別表(第二条、第四条関係)

職 種	月 額
医師及び歯科医師	給与条例別表第三医療職給料表イ医療職給料表(一)に定める一級における最高の号給の給料月額
薬剤師、獣医師、栄養士その他の任命権者が定める職	給与条例別表第三医療職給料表ロ医療職給料表(二)に定める一級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額

理 由

地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定め

るとともに、関係条例の整備を行う必要があるので提出する。

第六十号議案

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年七月五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十二年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県消費生活・男女共同参画プラザの項中

八、〇〇〇円
一〇、七〇〇円
八、〇〇〇円
四、〇〇〇円
五、三五〇円
四、〇〇〇円

を

八、一五〇円
一〇、九〇〇円
八、一五〇円
四、〇五〇円
五、四五〇円
四、〇五〇円

に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇

円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表の大分県立大分高等技術専門学校大分職業訓練センターの項中「四二〇円」を「四三〇円」に、「八二〇円」を「八四〇円」に、

六二〇円
一、八五〇円

を

六三〇円
一、九〇〇円

に改め、同表の大分県林業研修所の項中

「八三〇円」を「八五〇円」に、「二、七五〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表の大分県青少年の森の項中「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、

四、六〇〇円
--------

を

四、七〇〇円
--------

に改め、同表の大分県平成森林公園の項

(36)

11' 650円		11' 700円	
中			
1100円	を	1110円	に
410円		410円	
6' 500円		6' 600円	
1' 600円	を	1' 650円	に改め、同表の大洲総合運動公園の項中
11' 450円		11' 500円	
11' 150円		11' 200円	
11' 250円		11' 300円	
14' 300円		14' 350円	
15' 400円		15' 500円	
10' 800円		11' 000円	
「11' 100円」を「11' 150円」に			
180円		190円	
180円		190円	
8' 150円		8' 300円	
53' 700円		54' 700円	
11' 350円		11' 400円	
610円		630円	

11,700円	を	11,750円	に、「七五〇円」を「七六〇円」に
11,100円		11,250円	
11,000円		11,200円	
三七,二〇〇円		三七,九〇〇円	
三四,九〇〇円		三五,四〇〇円	
一八,六〇〇円		一八,九〇〇円	
一三,八〇〇円		一三,一〇〇円	
八,九五〇円		九,一五〇円	
六,五〇〇円		六,六〇〇円	
四,〇〇〇円		四,〇五〇円	
五,二〇〇円		五,三〇〇円	
一三三,〇〇〇円		一三五,〇〇〇円	
八七〇円		八九〇円	
七二〇円		七三〇円	
「一,一五〇円」を「一,一〇〇円」に			
三八〇円	を	三九〇円	に
一九〇円		二〇〇円	
七七〇円		七八〇円	
三八〇円		三九〇円	

(38)

<table border="1"> <tr><td>一、五五〇円</td></tr> <tr><td>五一〇円</td></tr> <tr><td>一、四五〇円</td></tr> <tr><td>二、九五〇円</td></tr> <tr><td>二、七〇〇円</td></tr> </table>	一、五五〇円	五一〇円	一、四五〇円	二、九五〇円	二、七〇〇円	を	<table border="1"> <tr><td>一、六〇〇円</td></tr> <tr><td>五二〇円</td></tr> <tr><td>一、五〇〇円</td></tr> <tr><td>三、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>二、七五〇円</td></tr> </table>	一、六〇〇円	五二〇円	一、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、七五〇円	に改め、同表の高尾山自然公園の項及び
一、五五〇円													
五一〇円													
一、四五〇円													
二、九五〇円													
二、七〇〇円													
一、六〇〇円													
五二〇円													
一、五〇〇円													
三、〇〇〇円													
二、七五〇円													
ハーモニーパークの項中													
<table border="1"> <tr><td>一八〇円</td></tr> <tr><td>一八〇円</td></tr> <tr><td>八、一五〇円</td></tr> </table>	一八〇円	一八〇円	八、一五〇円	を	<table border="1"> <tr><td>一九〇円</td></tr> <tr><td>一九〇円</td></tr> <tr><td>八、三〇〇円</td></tr> </table>	一九〇円	一九〇円	八、三〇〇円	に改め、同表の大分スポーツ公園の項中				
一八〇円													
一八〇円													
八、一五〇円													
一九〇円													
一九〇円													
八、三〇〇円													
「一九、〇〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、													
<table border="1"> <tr><td>一八〇円</td></tr> <tr><td>一八〇円</td></tr> <tr><td>八、一五〇円</td></tr> </table>	一八〇円	一八〇円	八、一五〇円	を	<table border="1"> <tr><td>一九〇円</td></tr> <tr><td>一九〇円</td></tr> <tr><td>八、三〇〇円</td></tr> </table>	一九〇円	一九〇円	八、三〇〇円	に、				
一八〇円													
一八〇円													
八、一五〇円													
一九〇円													
一九〇円													
八、三〇〇円													
<table border="1"> <tr><td>五八、八〇〇円</td></tr> <tr><td>一四、五〇〇円</td></tr> <tr><td>二、三五〇円</td></tr> <tr><td>二九、六〇〇円</td></tr> <tr><td>一四、八〇〇円</td></tr> </table>	五八、八〇〇円	一四、五〇〇円	二、三五〇円	二九、六〇〇円	一四、八〇〇円	を	<table border="1"> <tr><td>五九、九〇〇円</td></tr> <tr><td>一四、八〇〇円</td></tr> <tr><td>二、四〇〇円</td></tr> <tr><td>三〇、二〇〇円</td></tr> <tr><td>一五、一〇〇円</td></tr> </table>	五九、九〇〇円	一四、八〇〇円	二、四〇〇円	三〇、二〇〇円	一五、一〇〇円	に、
五八、八〇〇円													
一四、五〇〇円													
二、三五〇円													
二九、六〇〇円													
一四、八〇〇円													
五九、九〇〇円													
一四、八〇〇円													
二、四〇〇円													
三〇、二〇〇円													
一五、一〇〇円													

一人十二回	一、〇〇〇円
-------	--------

を

一人十二回	一、〇五〇円
-------	--------

に

照明 設備	一、五〇 〇ルクス 一時間	二〇、八〇〇円
	七五〇ル クス一時 間	一〇、五〇〇円
	五〇〇ル クス一時 間	八、二五〇円
	三五〇ル クス一時 間	六、二五〇円
	二〇〇ル クス一時 間	五、四〇〇円
	一五〇ル クス一時 間	三、九五〇円

を

照明 設備	二、〇〇 〇ルクス 一時間	二一、九〇〇円
	一、五〇 〇ルクス 一時間	二一、二〇〇円
	七五〇ル クス一時 間	一〇、七〇〇円
	五〇〇ル クス一時 間	八、三〇〇円
	三五〇ル クス一時 間	六、四〇〇円
	二〇〇ル クス一時 間	五、五〇〇円
	一五〇ル クス一時 間	四、〇五〇円

に

大型映像装置	一時間	一三、四〇〇円
--------	-----	---------

を

大型映像装置	一時間	一三、六〇〇円
--------	-----	---------

に

二七、六〇〇円
四一〇円

を

二八、一〇〇円
四二〇円

に、「四六〇円」を「四七〇円」に

「三、七〇〇円」を「三、七五〇円」に

(40)

一室一時間	1100円	を	一室一時間	1110円	に
-------	-------	---	-------	-------	---

15,400円	を	15,700円	に
9,350円		9,550円	
6,600円		6,700円	
11,750円		11,800円	

3,100円	を	3,150円	に、「3,050円」を「3,100
560円		580円	
1,000円		1,050円	
770円		780円	
610円		630円	
113,000円		113,500円	

円」に

810円	を	840円	に、「110,600円」を「110,90
410円		410円	
150円		160円	

0円」に

一組一日	1100円	を	一組一日	1110円	に
------	-------	---	------	-------	---

三、一〇〇円	を	三、一五〇円	に、	「三、二〇〇円」を「三、二五〇
九、二五〇円		九、四〇〇円		
三、九五〇円		四、〇五〇円		
二、一五〇円		二、二〇〇円		
一 日	三、八〇〇円	を	一 日	三、八五〇円
二、六五〇円	を	二、七〇〇円	に、	
三、四〇〇円		一三、六〇〇円		
三、八〇〇円		三、八五〇円		
二、五五〇円		二、六〇〇円		
一、八五〇円		一、九〇〇円		
一 試合	六二〇円	を	一 試合	六三〇円
五一〇円	を	五一〇円	に、	
四一〇円		四一〇円		
一 時間	三、一〇〇円	を	一 時間	三、一五〇円
四一〇円	を	四一〇円	に、	

(42)

六二〇円	を	六三〇円
二〇〇円		二〇〇円
二〇〇円		二〇〇円
四一〇円		四二〇円
六二〇円		六三〇円

一時間	六二〇円	を	一時間	六三〇円	に
-----	------	---	-----	------	---

一時間	一五〇円	を	一時間	一六〇円	に改め、同表の大
-----	------	---	-----	------	----------

分県大手町駐車場の項中

二、〇五〇円	を	二、一〇〇円
二、〇五〇円 に、二四時間を 超える三〇分ご とに一〇〇円を 加算した額		二、一〇〇円 に、二四時間を 超える三〇分ご とに一〇〇円を 加算した額
一五、四〇〇円		一五、七〇〇円

に改め、同表の大分県立武道スポーツセ

センターの項中

八九、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円
一三三、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円
一七四、〇〇〇円	一七七、〇〇〇円
二五九、〇〇〇円	二六三、〇〇〇円
三、六五〇円	三、七〇〇円

10,900円	を	11,100円	に
870円		890円	
11,600円		11,650円	
870円		890円	
11,600円		11,650円	
870円		890円	
11,600円		11,650円	
350円	を	340円	に
3,500円		3,600円	
400円	を	410円	に
330円		340円	
7,600円		7,800円	
3,800円		3,900円	
1,900円		1,950円	
5,700円		5,800円	
1,850円		1,900円	
8,200円		8,400円	

(44)

四、一〇〇円	を	四、二〇〇円	に、「四一〇円」を「四二〇円」に
二、〇五〇円		二、一〇〇円	
四、八〇〇円		四、八五〇円	
二、四〇〇円		二、四五〇円	
一、四〇〇円		一、四五〇円	
一、四〇〇円		一、四五〇円	
一、四〇〇円		一、四五〇円	
九〇〇円		九五〇円	
九〇〇円		九五〇円	
九〇〇円		九五〇円	

「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表の大分県立総合体育館の項中

七、三五〇円	を	七、五〇〇円	に、
二二、二〇〇円		二二、五〇〇円	
九、八〇〇円		九、九五〇円	
二、四五〇円		二、五〇〇円	
二九、三〇〇円		二九、八〇〇円	
四八、八〇〇円		四九、八〇〇円	
三九、一〇〇円		三九、八〇〇円	
九、七五〇円		九、九五〇円	

三、三〇〇円	三、三五〇円		
五、五〇〇円	五、六〇〇円		
四、四〇〇円	四、五〇〇円		
一三、一〇〇円	一三、四〇〇円		
一三、〇〇〇円	一三、四〇〇円		
一七、六〇〇円	一七、九〇〇円		
四、四〇〇円	四、五〇〇円		
一、三五〇円	一、四〇〇円		
三、九〇〇円	四、〇〇〇円		
三、一〇〇円	三、二〇〇円	を	に、「三五〇円」を「三六〇円」に
七八〇円	七九〇円		
九、四五〇円	九、六〇〇円		
一五、七〇〇円	一六、〇〇〇円		
一三、六〇〇円	一三、八〇〇円		
三、一五〇円	三、二〇〇円		
六、一〇〇円	六、三〇〇円		
三、六五〇円	三、七五〇円		
六、一〇〇円	六、二五〇円		

(46)

四、九〇〇円	を	五、〇〇〇円	に		
一、二〇〇円		一、二五〇円			
二、三五〇円		二、四〇〇円			
三、九〇〇円		四、〇〇〇円			
三、一〇〇円		三、二〇〇円			
七八〇円		七九〇円			
一、八〇〇円		一、八五〇円			
三、〇五〇円		三、一〇〇円			
二、四〇〇円		二、四五〇円			
六一〇円		六一〇円			
一、一五〇円		一、二〇〇円			
一、九五〇円		二、〇〇〇円			
一、五六〇円		一、六〇〇円			
三九〇円		四〇〇円			
一八十二回	三、三〇〇円	を	一八十二回	三、三五〇円	に
一七〇円	を	一八〇円	に		
六一〇円		六一〇円			

二、〇五〇円
三、四五〇円
二、七五〇円
六九〇円
八、二五〇円
一三、八〇〇円
一、〇〇〇円
二、七五〇円

を

二、一〇〇円
三、五〇〇円
二、八〇〇円
七〇〇円
八、四〇〇円
一四、〇〇〇円
一、二〇〇円
二、八〇〇円

に、「三、三五〇円」を「三、四〇〇

円」に、

一五、四〇〇円
一〇、八〇〇円
八二〇円
七二〇円

を

一五、七〇〇円
一、〇〇〇円
八四〇円
七三〇円

に、「五四〇円」を「五五〇円」に、

「一九〇円」を「二〇〇円」に改め、同表の大分県立歴史博物館の項中

一五〇円
二〇〇円

を

一六〇円
二一〇円

に、

一、〇八〇円以 内でその都度知 事が別に定める 額
------------------------------------

を

一、一〇〇円以 内でその都度知 事が別に定める 額
------------------------------------

に改め、同表の大分県立香々地青少年の

(48)

家の項中

六五〇円	六六〇円
------	------

三七〇円	三八〇円
四六〇円	四七〇円
九二〇円	九四〇円

を

に

一八〇円	一九〇円
五五〇円	五六〇円
七〇〇円	七一〇円

を

に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇

円」に

三九〇円	四〇〇円
七八〇円	七九〇円
一六〇円	一七〇円

を

に、「一五〇円」を「一六〇円」に改

め、同表の大分県立九重青少年の家の項中

三七〇円	三八〇円
四六〇円	四七〇円
九二〇円	九四〇円

を

に

一八〇円	一九〇円
五五〇円	五六〇円

を

に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇

七〇〇円	七一〇円	
甲)に、「四四〇円」を「四五〇円」に、		
三九〇円	四〇〇円	を
七八〇円	七九〇円	
に、「一五〇円」を「一六〇円」に改		
め、同表の県立高等学校の項中		
二、七〇〇円	二、七五〇円	を
七五〇円	七六〇円	
に改める。		
別表第二中「百分の八」を「百分の十」に改める。		
別表第三の衛生関係事務の項中		
一、三五〇円	一、四〇〇円	
四、三〇〇円	四、三五〇円	
一、三五〇円	一、四〇〇円	
三、一〇〇円	三、一五〇円	
四、九〇〇円	五、〇〇〇円	
一、七〇〇円	一、七五〇円	
一、七〇〇円	一、七五〇円	
八、六五〇円	八、八〇〇円	
八、六五〇円	八、八〇〇円	
二、四五〇円	二、五〇〇円	
一、三五〇円	一、四〇〇円	
四、三〇〇円	四、三五〇円	
一、三五〇円	一、四〇〇円	

(50)

<p>四、五五〇円 五、六五〇円</p> <p>二九、七〇〇円 二四、六〇〇円</p> <p>三〇、八〇〇円 二四、六〇〇円 一〇、四〇〇円</p> <p>一、七〇〇円 一、七〇〇円 二、四五〇円</p>	<p>を</p>	<p>四、六五〇円 五、七五〇円</p> <p>三〇、二〇〇円 二五、一〇〇円</p> <p>三一、四〇〇円 二五、一〇〇円 一〇、六〇〇円</p> <p>一、七五〇円 一、七五〇円 二、五〇〇円</p>	<p>に、「三、五五〇円」を「三、六五〇</p>
<p>三、一〇〇円 一六、九〇〇円 四、九〇〇円</p> <p>食品添加物の各項目 のうち類似する項目 の金額</p> <p>一、七〇〇円 一、七〇〇円 二、四五〇円</p>		<p>三、一五〇円 七、二〇〇円 五、〇〇〇円</p> <p>食品添加物の各項目 のうち類似する項目 の金額</p> <p>一、七五〇円 一、七五〇円 二、五〇〇円</p>	
<p>に、</p> <p>二、八〇〇円</p> <p>四、三〇〇円</p> <p>六、八五〇円</p>		<p>二、九〇〇円</p> <p>四、三五〇円</p> <p>七、〇〇〇円</p>	

<p>二四、六〇〇円          三〇、八〇〇円          二四、六〇〇円          一、七〇〇円          一、七〇〇円          一、四五〇円          一、四五〇円</p>	<p>を</p>	<p>二五、一〇〇円          三一、四〇〇円          二五、一〇〇円          一、七五〇円          一、七五〇円          二、五〇〇円          二、五〇〇円</p>	<p>は、「二、一〇〇円」を「二、二五〇</p>
<p>一、四五〇円          二、四五〇円</p>		<p>一、五〇〇円          二、五〇〇円</p>	
<p>甲) 二、四五〇円</p>		<p>二、五〇〇円</p>	
<p>四、九〇〇円          一一、七〇〇円          一一、七〇〇円          一一、七〇〇円          一一、七〇〇円          一一、七〇〇円</p>		<p>五、〇〇〇円          一一、九〇〇円          一一、九〇〇円          一一、九〇〇円          一一、九〇〇円          一一、九〇〇円</p>	
<p>六五、七〇〇円          三三、八〇〇円</p>	<p>を</p>	<p>六六、九〇〇円          三三、四〇〇円</p>	<p>は、「三、二五〇円」を「三、三〇〇</p>

(52)

六五、七〇〇円	六六、九〇〇円
一六、七〇〇円	一七、〇〇〇円
一一、二五〇円	一一、三〇〇円
三、九五〇円	四、〇五〇円
六、八五〇円	七、〇〇〇円
一一、三〇〇円	一一、六〇〇円

円」を「一一、一五〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同表の毒物劇物関係事務の項中「二〇、六〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に改め、同表の動物愛護管理事務の項中

一一、〇五〇円
四一〇円

を

一一、一〇〇円
四二〇円

に改め、同表の危険物規制関係事務の

項中

六、五〇〇円
四、五〇〇円
三、六〇〇円

を

六、六〇〇円
四、六〇〇円
三、七〇〇円

に改め、同表の火薬類関係事務の項中

「一七、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改め、同表の高圧ガス関係事務の項中

九、〇〇〇円
八、四〇〇円
九、〇〇〇円
九、〇〇〇円
八、四〇〇円
七、六〇〇円
六、〇〇〇円

を

九、三〇〇円
八、七〇〇円
九、三〇〇円
九、三〇〇円
八、七〇〇円
七、九〇〇円
六、二〇〇円

に改め、同表の液化石油ガス関係事務

の項中「二〇、七〇〇円」を「二一、四〇〇円」に改め、同項の備考の欄中「二〇、二〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に改め、同表の電気工事士関係事務の項中

五、九〇〇円
五、二〇〇円
二、六〇〇円
二、〇〇〇円

を

六、〇〇〇円
五、三〇〇円
二、七〇〇円
二、一〇〇円

に改め、同表の採石関係事務の項中

「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表の産業科学関係事務の項を次のように改める。

	一 化学定性分析		
	(一) X線回折	一 件	四、三五〇円
	(二) 赤外分光	一 件	四、三五〇円
	(三) 発光分析	一 件	四、三五〇円
	(四) FE-SEM/EDS (基本)	一 点	二、三〇〇円
	(五) FE-SEM/EDS (追加)	一 点	二、八五〇円
	(六) 石灰定性分析	一 件	一、四〇〇円
	(七) その他の定性分析	一 件	化学定性分析の

(54)

			うち類似する項目の金額
	<p>二 化学定量分析</p> <p>(一) 水素イオン濃度測定 1 件 1、三五〇円</p> <p>(二) 元素分析 (基本) 1 成分 六、九五〇円</p> <p>(三) 元素分析 (追加) 1 成分 二、七五〇円</p> <p>(四) 滴定法による分析 1 成分 三、六〇〇円</p> <p>(五) 重量法による分析 1 成分 七、〇五〇円</p> <p>(六) 食品衛生法による規格試験 1 成分 一、七五〇円</p> <p>(七) 溶出処理 1 件 二、二五〇円</p> <p>(八) その他の定量分析 1 成分</p>	化学定量分析のうち類似する項目の金額	
	<p>三 理化学試験</p> <p>(一) 比重 1 件 一、三五〇円</p> <p>(二) 見かけ比重 1 件 一、五五〇円</p> <p>(三) 石灰比重 1 件 四、四五〇円</p> <p>(四) 粒度分布 1 件 七、〇〇〇円</p> <p>(五) 曲げ・引張・圧縮試験 1 件 一、七五〇円</p> <p>(六) FE-SEM観察 (基本) 1 視野 八、三五〇円</p> <p>(七) FE-SEM観察 (追加) 1 視野 二、六〇〇円</p> <p>(八) その他の理化学試験 1 件</p>	理化学試験のうち類似する項目の金額	
	<p>四 食品分析</p> <p>(一) 水分 1 成分 一、七五〇円</p> <p>(二) 灰分 1 成分 一、七五〇円</p> <p>(三) たんぱく質 1 成分 一、七五〇円</p> <p>(四) 脂質 1 成分 四、六五〇円</p> <p>(五) 食塩相当量 1 成分 四、六五〇円</p> <p>(六) ナトリウム・カリウム 1 成分 四、六五〇円</p> <p>(七) その他の無機質 (日本食品標準成分表収載元素の一部) 1 成分 四、六五〇円</p> <p>(八) 簡易の測定機器によるもの 1 成分 一、三五〇円</p> <p>(九) 水分活性 1 成分 一、七五〇円</p> <p>(十) 滴定によるもの 1 成分 一、七五〇円</p> <p>(十一) 分光分析 1 成分 一、七五〇円</p> <p>(十二) LC分析 1 成分 四、六五〇円</p>		

産業科 学関係 事務	分析試験加 工手数料	(甲) GC分析	一成分	四、六五〇円		
		(乙) 培養検査(一般細菌数・大腸菌群等)	一成分	四、二五〇円		
		(丙) しょうゆJAS格付用検査	一成分	一、二〇〇円		
		(丁) 他項目の結果より算出するもの	一成分	一、三五〇円		
		(戊) その他の食品分析	一成分	食品分析のうち類似する項目の金額		
		五 形状・寸法測定				
		(一) スモールツールの精度測定	一 件	一、四五〇円		
		(二) 機械器具による精密測定				
		イ 三次元測定機による測定	一 件	三、六〇〇円		
		ロ 表面粗さ測定機による精密測定	一 件	二、四五〇円		
ハ 真円度測定機による精密測定	一 件	一、五五〇円				
ニ その他の器具による測定	一 項目	一、四五〇円				
(三) その他の測定検査	一 項目	五(二)のうち類似する項目の金額				
六 機械設計・解析・加工						
(一) CAEによる解析	一 件	実 費				
(二) 工作機械による加工	一 件	実 費				
(三) CADによる設計	一 件	実 費				
七 金属材料試験						
(一) 硬さ試験	一 件	七四〇円	四点までの測定とし、一点増すごとに五七円を加える。			
(二) 曲げ試験	一 件	一、四五〇円				
(三) 引張試験						
イ 鋼材・鋳物	一 件	一、一〇〇円				
ロ 鉄筋	一 件	一、四五〇円				

(56)

	(四) 金属顕微鏡試験	1	視野	二、四五〇円	
	(五) 衝撃試験	1	件	六三〇円	
	(六) 実体・抗折	1	件	一、四五〇円	
	(七) マクロ試験	1	件	一、一〇〇円	
	八 電子材料試験				
	(一) 固体材料の反射率・透過率測定	1	件	一、六〇〇円	
	九 電磁波試験				
	(一) 雑音電界強度測定	1	件	二五、〇〇〇円	
	(二) 雑音端子電圧測定	1	件	一三、一〇〇円	
	(三) 雑音電力測定	1	件	一三、〇〇〇円	
	(四) 放射イミュニテイ試験	1	件	三七、三〇〇円	
	(五) 伝導イミュニテイ試験	1	件	二二、〇〇〇円	
	(六) 静電気放電イミュニテイ試験	1	件	五、三五〇円	
	(七) 雷サージイミュニテイ試験	1	件	五、三五〇円	
	(八) 電氣的ファストトランジェント/バーストイミュニテイ試験	1	件	五、三五〇円	
	(九) アンテナパターン測定	1	件	一一、〇〇〇円	
	十 磁性材料試験				
	(一) 磁気試験	1	件	三八、七〇〇円	
	(二) 磁界解析	1	件	実費	
	(三) 残留応力測定(基本)	1	件	六、八〇〇円	
	(四) 残留応力測定(追加)	1	点	一、九五〇円	
	十一 その他				
	(一) 試験書及び分析書の写し	1	枚	四一〇円	
	(二) 証明書	1	通	四一〇円	
	(三) 分析試験加工関係資料等の写し	1	枚	四一〇円	
	(四) その他の試験鑑定及び立会い	1	件	実費	

別表第三の技能検定試験関係事務の項中「二七、九〇〇円」を「二八、二〇〇円」に改め、同項の備考の欄中「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表の農業試験検査事務の項中「三、五五〇円」を「三、六〇〇円」に、「六、八五〇円」を「六、九五〇円」に改

め、同表の家畜精液取扱事務の項中「二、四〇〇円」を「二、四五〇円」に改め、同表の砂利採取関係事務の項中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表の建築士法関係事務の項中「一九、二〇〇円」を「一九、三〇〇円」に、「二七、七〇〇円」を「二七、九〇〇円」に改め、同表の風俗営業等関係事務の項中

八、六〇〇円

を

八、七〇〇円

に、「二一、〇〇〇円」を「二二、

〇〇〇円」に改め、同項の備考の欄中「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「八、七〇〇円」に改め、同表の警備業関係事務の項中「三八、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に改め、同表の銃砲刀剣類関係事務の項中「六、八〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

#### 理 由

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部改正等に伴い、使用料及び手数料の額の改定等を行いたいので提出する。

## 第八十号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正  
について

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和元年七月五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改  
正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県  
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五二八人」を「三、五二二人」に改め、同項第二号中「七、  
〇八七人」を「七、〇五六人」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県  
費負担教職員定数条例の規定は、平成三十二年四月一日から適用する。

## 理 由

県立学校及び市町村立学校の生徒数・児童数の変動等により、県立学校職員及び市町村  
立学校県費負担教職員の定数を減少する必要があるので提出する。

## 【第52号議案】

## 令和元年度7月補正予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	7月補正 予算案 (A)	既決(当初) 予算額 (B)	累計 (C)=(A)+(B)	平成30年度 当初予算額 (D)	差引増減 (C)-(D)
3 福祉 生活費	2 児童福祉費	0	18,817	18,817	16,196	2,621
10 教育費	1 教育総務費	31,927	5,253,159	5,285,086	4,896,187	388,899
	2 小学校費	0	39,915,228	39,915,228	41,397,536	△ 1,482,308
	3 中学校費	0	24,381,547	24,381,547	24,217,150	164,397
	4 高等学校費	1,051,325	28,378,728	29,430,053	29,249,425	180,628
	5 特別支援教育費	480,102	10,181,630	10,661,732	9,857,204	804,528
	7 社会教育費	16,403	1,635,123	1,651,526	1,674,657	△ 23,131
	8 保健体育費	0	2,495,090	2,495,090	5,406,000	△ 2,910,910
11 災害 復旧費	3 県立学校施設 災害復旧費	110,000	0	110,000	0	110,000
<b>教育委員会 計</b>		<b>1,689,757</b>	<b>112,259,322</b>	<b>113,949,079</b>	<b>116,714,355</b>	<b>△ 2,765,276</b> (△2.4%)
うち事業費	構成比	(100.0%)	(12.1%)	(13.4%)	(15.2%)	(△13.7%)
	金額	1,689,757	13,579,621	15,269,378	17,695,244	△ 2,425,866
うち人件費	構成比	(0.0%)	(87.9%)	(86.6%)	(84.8%)	(△0.3%)
	金額	0	98,679,701	98,679,701	99,019,111	△ 339,410

&lt;参考&gt;

県予算額に占める教育委員会 予算額の割合	2.6%	19.3%	17.6%	18.9%	
県 予 算 額	64,763,000	581,579,000	646,342,000	616,945,000	(4.8%) 29,397,000

## 令和元年度7月補正予算案の概要（教育委員会関係）

(単位：千円)

事業名	令和元年度 補正予算案 ＜累計＞ 〔平成30年度 当初予算額〕	補正予算案の概要	所管課
1 特 県立学校ICT活用授業 推進事業	184,501 ＜184,501＞ (0)	令和4年度の新学習指導要領実施に向けて生徒の情報活用能力を育成するため、県立学校にICT教育環境を整備するとともに、ICTを活用した効果的な授業の着実な実施につなげる教科別研修会等を開催する。 ・電子黒板の整備（332教室） ・タブレット端末の配備（1,417台） ・プレゼンテーション実践教室の整備（5教室） など	教育財務課
2 県立学校施設整備事業	1,312,654 ＜3,303,050＞ (3,082,290)	教育環境の改善を図るため、老朽化した校舎等の増設改築・大規模改造など県立学校の施設や設備の整備を行う。また、第3次特別支援教育推進計画に基づき、聾学校の移転や高等特別支援学校の整備等を進める。 ・大規模改造（大分南高校など 7校） 【新】自校式給食施設の整備（中津支援学校） 【新】国東高校に県内唯一の最先端技術を学ぶ土木系学科を新設することに伴い、寄宿舎を整備する。  〔債務負担行為 211,662千円〕	教育財務課
3 新 県立学校施設災害時緊急 対応事業	110,000 ＜110,000＞ (0)	台風や豪雨等による大規模災害発生時に機動的に対応するため、県立学校施設の緊急的な復旧に要する経費を予め確保する。	教育財務課
4 特 新時代の学びを支える先 端技術活用支援事業	4,742 ＜4,742＞ (0)	子どもたちの学習に対する興味関心を高め、情報活用能力等の育成を図るため、姫島ITアイランド構想を進める姫島村の小・中学校にICTアドバイザー（各1名）を配置する。	義務教育課
5 特 キャリアプロデューサー 活用推進事業	6,723 ＜6,723＞ (0)	工業系高校生への県内就職を支援するため、工業系高校にキャリアプロデューサー2名を配置する。 ・県内企業への訪問及び情報収集の実施 ・県内企業に対する工業系高校生の資格取得情報等の発信 など	高校教育課
6 特 おおいたワールドワイド ・アカデミー事業	14,011 ＜14,011＞ (0)	グローバル人材を育成するため、スタンフォード大学と連携して高校生向け遠隔講座を開設するとともに、数学等の科目を英語で指導する教員を育成する。 ・講座対象 高校1～2年生（30名） ・講座概要 オンライン遠隔講座（6ヶ月で10回程度）	高校教育課
7 特 青少年教育施設を活用し た不登校対策事業	2,310 ＜2,310＞ (0)	不登校児童生徒の自己肯定感やコミュニケーション能力、学習意欲を高めるため、青少年の家を活用した自然体験活動プログラムを開発する。	社会教育課
8 特 帰国・外国人児童生徒日 本語教育推進事業	4,141 ＜4,141＞ (0)	帰国・外国人児童生徒の日本語能力に応じたきめ細かな指導手法を検証し日本語指導の充実を図るため、大学と連携して県立高校及び小・中学校に支援員を派遣する。	人権・同和教育課
9 特 楽しく学べる博物館づく り推進事業	9,079 ＜9,079＞ (0)	国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催を契機とした歴史・文化への興味・関心の高まりを維持するとともに、より楽しく深く学べる機会を提供するため、歴史博物館ほか2施設で最新の映像技術を活用する。 ・AR（拡張現実）技術等による情報発信（歴史博物館） ・VR技術を活用した文化財の再現（埋蔵文化財センター） ・映像による県出身先哲の紹介（先哲史料館）  〔債務負担行為 38,961千円〕	文化課

10 文化財保存活用推進事業	5,575 <5,575> (0)	地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するため、指針となる「大分県文化財保存活用大綱（仮称）」を策定する。また、文化財を活用した地域活性化や地域住民の文化財への理解を促進するため、日本遺産周遊ツアー及び文化財フォトコンテストを開催する。	文化課
----------------	-------------------------	---	-----

## 【第56号議案】

## 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

教育人事課

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正

## 1 改正理由

民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入されたこと並びに国及び各県との均衡を考慮して、長時間労働の是正に向けた働き方改革を一層推進するため、職員の時間外勤務等に関し必要な事項を定めるもの。

## 【民間労働法制の概要】

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）により罰則付きの時間外労働の上限規制等を導入

## 【国家公務員の措置概要】

「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）に基づき超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で設定

## 2 改正内容

時間外勤務の縮減等に向けて、任命権者が、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができる場合の根拠規定を明文化するとともに、時間外勤務を命ずることができる時間数の上限その他の時間外勤務に関し必要な事項を規則で設定するための委任規定を設けるもの。

【概要】・・・以下の条項を新設

第1項	宿日直勤務に関する事項	<p>○<b>宿日直勤務命令の根拠規定を設定</b></p> <p>【条文の概要】 正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の任命権者が定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。 ※育児短時間勤務職員については、原則として宿日直勤務を命ずることはできない。</p>
第2項	時間外勤務に関する事項	<p>○<b>時間外勤務命令の根拠規定を設定</b></p> <p>【条文の概要】 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。 ※育児短時間勤務職員については、原則として時間外勤務を命ずることはできない。</p>
第3項	委任規定	<p>○<b>時間外勤務を命ずることができる時間数の上限を定めるための委任規定を設定</b></p> <p>【条文の概要】 正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限その他の必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>【規則の概要】</p> <p>①原則として1箇月45時間以内、1年360時間以内の範囲で必要最小限とすること</p> <p>②通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に上記①の上限時間を超えて勤務させる必要がある場合は、1箇月100時間未満、1年720時間以内（複数月では平均80時間以内）</p> <p>③大規模な災害の対応、その他避けることのできない事由の対応等公務の運営上真にやむを得ない場合については、<u>上限時間の設定なし</u>（ただし、限度時間を超えた要因の整理、分析及び検証が必要）</p>

## 3 施行期日

令和元年8月1日

## 【第57号議案】

## 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

教育人事課

## 1 制定理由

地方公共団体における非常勤職員について、一般職の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定の整備すること等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定め、併せて、附則により関係条例の整備を行うもの。

## 2 改正法の概要及び対応

改正法概要	対応
<b>一般職非常勤職員 ⇨ 会計年度任用職員</b> ・一般職非常勤職員を『会計年度任用職員』とし、採用方法等を明確化 ・勤務形態をパートタイムとフルタイムに分類 ・パートタイムには、報酬、費用弁償に加え、 <u>期末手当を支給可能に</u> ・フルタイムには給料、旅費、各種手当を支給可能に	・現行の一般職非常勤職員、非常勤講師等を会計年度任用職員(パートタイム)に移行 ・全ての会計年度任用職員(パートタイム)に通勤に係る <u>費用弁償を支給</u> ・任期が6月以上の会計年度任用職員に <u>期末手当を支給</u>
<b>臨時的任用職員</b> ・任用を、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に厳格化	・「常時勤務を要する職」に就く職員として位置づけられるため、正規職員と同様に給料、退職手当等を支給する。

## 3 「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」の概要

## 会計年度任用職員の報酬等に関する条例(新設)

趣旨 (第1条関係)	この条例は、会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定める。 ※フルタイム会計年度任用職員に対する旅費は旅費条例の適用を受けるため、この条例の対象外。
報酬等 (第2条関係)	パートタイム会計年度任用職員(地公法第22条の2第1項第1号の職員)に対しては、報酬及び <u>期末手当</u> を支給する。
費用弁償 (第3条関係)	パートタイム会計年度任用職員には、常勤職員の <u>通勤手当</u> ・旅費に相当する額を費用弁償として支給する。
給料等 (第4条関係)	フルタイム会計年度任用職員(地公法第22条の2第1項第2号の職員)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当を支給する。
支給 (第5条関係)	会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及手当の支給は、この条例で定めるほか、常勤職員の例による。 ただし、日額、時間額の報酬の支給は、その都度又は翌月10日以後に支給する。
減額 (第6条関係)	会計年度任用職員の報酬、給料及手当の減額は、常勤職員との権衡を考慮して任命権者が定める。
特例 (第7条関係)	職務の性質上この条例によりがたい職にある会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の規定にかかわらず、一般職の常勤職員との権衡やその者の職務の特殊性等を考慮して任命権者が決定する。 →非常勤講師など、知識・経験・資格等を有する一部の職を想定。
委任 (第8条関係)	この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

## 4 関係条例(附則により改正)

- ・職員等の旅費に関する条例
- ・職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例 等

## 5 施行期日

令和2年4月1日

# 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について (教育委員会関係分)

## 1 消費税法等の一部改正に伴う改正

消費税率が8%から10%に変更になることに伴い、必要な使用料及び手数料の額の改定を行う。

改定に当たっては、現行金額に百八分の百十(110/108)を乗じて、千円未満は十円単位で端数処理を行う。また千円以上一万円未満は、国の標準令では百円単位で処理しているところ、よりきめ細かく転嫁ができるよう五十円単位で端数処理を行っている。

### 【使用料】

施設の名 称	使用料の名 称	区 分
大分県立武道スポーツセンター	センター専用使用料	全館、多目的競技場、武道場(道場1、2、3)
	センター個人使用料	トレーニングルーム、バドミントン
	附属設備の使用料	多目的競技場冷暖房設備(競技フロア、観客フロア) 武道場冷暖房設備(道場1、2、3)
	会議室使用料	会議室1
	選手用更衣室使用料	選手更衣室1、2
大分県立総合体育館	体育館専用使用料	大体育室、小体育室、柔道場剣道場、 クライミングウォール、館内ボルタリングウォール
	体育館部分使用料	大体育室、小体育室、柔道場剣道場、
	体育館個人使用料	トレーニングルーム、卓球、バドミントン
	フェンシング場専用使用料	フェンシング場
	付属設備の使用料	放送設備、大体育館冷暖房設備、 柔道場剣道場冷暖房設備 電光得点表示装置
	研修室使用料	研修室(第一、第二)
	会議室使用料	会議室(第二、第三)
大分県立歴史博物館	常設展観覧料	個人、団体(20人以上)
	特別展観覧料	個人、団体(20人以上)
	講堂使用料	
大分県立香々地青少年の家	宿泊料	県内利用者、県外利用者
	専用使用料	プレイホール、レクリエーション室、
	キャンプ場使用料	
大分県立九重青少年の家	宿泊料	県内利用者、県外利用者
	専用使用料	本研修室、スタードーム棟、プレイホール、 視聴覚室
	キャンプ場使用料	
県立高等学校	照明設備使用料	運動場、体育館

## 2 施行年月日：令和元年10月1日

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(大分県立武道スポーツセンター：体育保健課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分			現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考		
			単 位	金 額	単 位	金 額			
大分県立 武道スポーツセンター	センター 専用使用	全館	スポーツに使用する場合	8時間	89,000	8時間	<u>90,000</u>		
				12時間	132,000	12時間	<u>134,000</u>		
		その他に使用する 場合	8時間	174,000	8時間	<u>177,000</u>			
			12時間	259,000	12時間	<u>263,000</u>			
	多目的 競技場	スポーツに使用する 場合	1時間	3,650	1時間	<u>3,700</u>			
		その他に使用する 場合	1時間	10,900	1時間	<u>11,100</u>			
	武道場	道場1	スポーツに使用する 場合	1時間	870	1時間	<u>890</u>		
			その他に使用する 場合	1時間	2,600	1時間	<u>2,650</u>		
		道場2	スポーツに使用する 場合	1時間	870	1時間	<u>890</u>		
			その他に使用する 場合	1時間	2,600	1時間	<u>2,650</u>		
		道場3	スポーツに使用する 場合	1時間	870	1時間	<u>890</u>		
			その他に使用する 場合	1時間	2,600	1時間	<u>2,650</u>		
	センター 部分使用	多目的 競技場	フロアの2分の1を使用する 場合	1時間	1,850	1時間	1,850	改正なし	
			フロアの4分の1を使用する 場合	1時間	950	1時間	950	改正なし	
		武道場	道場1	2分の1を使用する 場合	1時間	450	1時間	450	改正なし
			道場2	2分の1を使用する 場合	1時間	450	1時間	450	改正なし
			道場3	2分の1を使用する 場合	1時間	450	1時間	450	改正なし
	センター 個人使用	トレーニングルーム		1人 1回	350	1人 1回	<u>360</u>		
		1人 11回	3,500	1人 11回	<u>3,600</u>				
卓球		照明設備を使用する場合	1台 1時間	210	1台 1時間	210	改正なし		
		照明設備を使用しない場 合	1台 1時間	170	1台 1時間	170	改正なし		
バド ミントン		照明設備を使用する場合	1面 1時間	400	1面 1時間	<u>410</u>			
		照明設備を使用しない場 合	1面 1時間	330	1面 1時間	<u>340</u>			
武道場		道場1	照明設備を使用する 場合	1人 2時間	230	1人 2時間	230	改正なし	
			照明設備を使用しない場 合	1人 2時間	110	1人 2時間	110	改正なし	
		道場2	照明設備を使用する 場合	1人 2時間	230	1人 2時間	230	改正なし	
			照明設備を使用しない場 合	1人 2時間	110	1人 2時間	110	改正なし	
		道場3	照明設備を使用する 場合	1人 2時間	230	1人 2時間	230	改正なし	
			照明設備を使用しない場 合	1人 2時間	110	1人 2時間	110	改正なし	

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(大分県立武道スポーツセンター：体育保健課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分			現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考			
			単 位	金 額	単 位	金 額				
大分県立武道スポーツセンター 附属設備の使用料	放送設備		1式 1回	2,000	1式 1回	2,000	改正なし			
	電源装置		1キロワット 1時間	20	1キロワット 1時間	20	改正なし			
	多目的競技場照明設備		全部点灯	1時間	1,150	1時間	1,150	改正なし		
			2分の1点灯	1時間	600	1時間	600	改正なし		
			4分の1点灯	1時間	300	1時間	300	改正なし		
	武道場 照明設備	道場1	天井照明	全部点灯	1時間	130	1時間	130	改正なし	
			天井照明	2分の1点灯	1時間	70	1時間	70	改正なし	
		投光器	全部点灯	1時間	30	1時間	30	改正なし		
			投光器	2分の1点灯	1時間	20	1時間	20	改正なし	
		道場2	天井照明	全部点灯	1時間	130	1時間	130	改正なし	
			天井照明	2分の1点灯	1時間	70	1時間	70	改正なし	
	投光器		全部点灯	1時間	30	1時間	30	改正なし		
			投光器	2分の1点灯	1時間	20	1時間	20	改正なし	
	道場3	天井照明	全部点灯	1時間	130	1時間	130	改正なし		
		天井照明	2分の1点灯	1時間	70	1時間	70	改正なし		
		投光器	全部点灯	1時間	30	1時間	30	改正なし		
			投光器	2分の1点灯	1時間	20	1時間	20	改正なし	
	多目的競技場 冷房設備		競技 フロア	全部使用	1時間	7,600	1時間	<u>7,800</u>		
				競技 フロア	2分の1使用	1時間	3,800	1時間	<u>3,900</u>	
				競技 フロア	4分の1使用	1時間	1,900	1時間	<u>1,950</u>	
			観客 フロア	全部使用	1時間	5,700	1時間	<u>5,800</u>		
				観客 フロア	2分の1使用	1時間	2,850	1時間	<u>2,900</u>	
	多目的競技場 暖房設備		競技 フロア	全部使用	1時間	8,200	1時間	<u>8,400</u>		
				競技 フロア	2分の1使用	1時間	4,100	1時間	<u>4,200</u>	
				競技 フロア	4分の1使用	1時間	2,050	1時間	<u>2,100</u>	
			観客 フロア	全部使用	1時間	4,800	1時間	<u>4,850</u>		
				観客 フロア	2分の1使用	1時間	2,400	1時間	<u>2,450</u>	

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(大分県立武道スポーツセンター：体育保健課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分			現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考	
			単 位	金 額	単 位	金 額		
大分県立武道スポーツセンター	附属設備の使用料	武道場冷房設備	道場1	1時間	1,400	1時間	<u>1,450</u>	
			道場2	1時間	1,400	1時間	<u>1,450</u>	
			道場3	1時間	1,400	1時間	<u>1,450</u>	
		武道場暖房設備	道場1	1時間	900	1時間	<u>950</u>	
			道場2	1時間	900	1時間	<u>950</u>	
			道場3	1時間	900	1時間	<u>950</u>	
		長机		1脚 1回	60	1脚 1回	60	改正なし
		折り畳み椅子		1脚 1回	30	1脚 1回	30	改正なし
		貴賓室使用料		1時間	1,400	1時間	1,400	改正なし
		放送室使用料		1時間	350	1時間	350	改正なし
		会議室使用料	会議室1	1時間	410	1時間	<u>420</u>	
			会議室2	1時間	130	1時間	130	改正なし
	会議室3		1時間	130	1時間	130	改正なし	
	選手用更衣室使用料	選手用更衣室1	1日	1,750	1日	<u>1,800</u>		
		選手用更衣室2	1日	1,750	1日	<u>1,800</u>		
	師範室使用料	師範室1	1時間	130	1時間	130	改正なし	
		師範室2	1時間	130	1時間	130	改正なし	
		師範室3	1時間	130	1時間	130	改正なし	

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(大分県立総合体育館：体育保健課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分			現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考
			単 位	金 額	単 位	金 額	
体育館専用使用料	大体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	午前	7,350	午前	<u>7,500</u>	
			午後	12,200	午後	<u>12,500</u>	
			夜間	9,800	夜間	<u>9,950</u>	
			1時間	2,450	1時間	<u>2,500</u>	
		その他に使用する 場合	午前	29,300	午前	<u>29,800</u>	
			午後	48,800	午後	<u>49,800</u>	
			夜間	39,100	夜間	<u>39,800</u>	
			1時間	9,750	1時間	<u>9,950</u>	
	小体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	午前	3,300	午前	<u>3,350</u>	
			午後	5,500	午後	<u>5,600</u>	
			夜間	4,400	夜間	<u>4,500</u>	
			1時間	1,100	1時間	1,100	改正なし
		その他に使用する 場合	午前	13,200	午前	<u>13,400</u>	
			午後	22,000	午後	<u>22,400</u>	
			夜間	17,600	夜間	<u>17,900</u>	
			1時間	4,400	1時間	<u>4,500</u>	
	柔道場 剣道場	アマチュアスポーツに使用する場合	午前	2,350	午前	<u>2,400</u>	
			午後	3,900	午後	<u>4,000</u>	
			夜間	3,100	夜間	<u>3,200</u>	
			1時間	780	1時間	<u>790</u>	
その他に使用する 場合		午前	9,450	午前	<u>9,600</u>		
		午後	15,700	午後	<u>16,000</u>		
		夜間	12,600	夜間	<u>12,800</u>		
		1時間	3,150	1時間	<u>3,200</u>		
クライ ミング ウォール	照明設備を使用する 場合	1時間	620	1時間	<u>630</u>		
	照明設備を使用し ない場合	1時間	310	1時間	310	改正なし	
	館内ボルダリングウォール	1時間	350	1時間	<u>360</u>		
	館外ボルダリングウォール	1時間	250	1時間	250	改正なし	

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(大分県立総合体育館：体育保健課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分			現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考	
			単 位	金 額	単 位	金 額		
体育館部分 使用料	大体育室	フロアの二分の一 を使用する場合	午前	3,650	午前	<u>3,750</u>		
			午後	6,100	午後	<u>6,250</u>		
			夜間	4,900	夜間	<u>5,000</u>		
			1時間	1,200	1時間	<u>1,250</u>		
		フロアの三分の一 を使用する場合	午前	2,350	午前	<u>2,400</u>		
			午後	3,900	午後	<u>4,000</u>		
			夜間	3,100	夜間	<u>3,200</u>		
			1時間	780	1時間	<u>790</u>		
	小体育室	フロアの二分の一 を使用する場合	午前	1,800	午前	<u>1,850</u>		
			午後	3,050	午後	<u>3,100</u>		
			夜間	2,400	夜間	<u>2,450</u>		
			1時間	610	1時間	<u>620</u>		
	柔道場 剣道場	フロアの二分の一 を使用する場合	午前	1,150	午前	<u>1,200</u>		
			午後	1,950	午後	<u>2,000</u>		
			夜間	1,560	夜間	<u>1,600</u>		
			1時間	390	1時間	<u>400</u>		
体育館個人 使用料	トレーニングルーム		1人1回	330	1人1回	330	改正なし	
			1人11回	3,300	1人11回	<u>3,350</u>		
	卓球	照明設備を使用する 場合	1台1時間	310	1台1時間	310	改正なし	
		照明設備を使用し ない場合	1台1時間	170	1台1時間	<u>180</u>		
	バドミ ントン	照明設備を使用する 場合	1面1時間	610	1面1時間	<u>620</u>		
		照明設備を使用し ない場合	1面1時間	330	1面1時間	330	改正なし	
	柔道場 剣道場	一般	照明設備を 使用する場 合	1人2時間	230	1人2時間	230	改正なし
			照明設備を使用 しない場合	1人2時間	110	1人2時間	110	改正なし
		小中 高	照明設備を 使用する場 合	1人2時間	120	1人2時間	120	改正なし
			照明設備を使用 しない場合	1人2時間	70	1人2時間	70	改正なし

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(大分県立総合体育館：体育保健課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分				現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考
				単 位	金 額	単 位	金 額	
体育館個人使用料	クライミングウォール	一般	照明設備を使用する場	1人1時間	100	1時間	100	改正なし
			照明設備を使用しない	1人1時間	60	1時間	60	改正なし
		小中高	照明設備を使用する場	1人1時間	90	1時間	90	改正なし
			照明設備を使用しない	1人1時間	50	1時間	50	改正なし
	館内ボルダリングウォール			1人1時間	150	1人1時間	150	改正なし
	館外ボルダリングウォール			1人1時間	50	1人1時間	50	改正なし
フエ ンシ ン グ 場 場 場	アマチュアスポーツに使用する場			午前	2,050	午前	<b>2,100</b>	
				午後	3,450	午後	<b>3,500</b>	
				夜間	2,750	夜間	<b>2,800</b>	
				1時間	690	1時間	<b>700</b>	
	その他に使用する場			午前	8,250	午前	<b>8,400</b>	
				午後	13,800	午後	<b>14,000</b>	
				夜間	11,000	夜間	<b>11,200</b>	
				1時間	2,750	1時間	<b>2,800</b>	
フ エ ン シ ン グ 場 場	一般			1人2時間	100	1時間	100	改正なし
	小中高			1人2時間	60	1時間	60	改正なし
附 属 設 備 の 使 用 料	放送設備			1式1回	3,350	1式1回	<b>3,400</b>	
	照明設備			1KWH	70	1KWH	70	改正なし
	大体育室冷房設備			1時間	15,400	1時間	<b>15,700</b>	
	大体育室暖房設備			1時間	10,800	1時間	<b>11,000</b>	
	電光得点表示装置			1組1回	3,350	1組1回	<b>3,400</b>	
	長机			1脚1回	60	1脚1回	60	改正なし
	折りたたみいす			1脚1回	30	1脚1回	30	改正なし
	柔道場・剣道場冷房設備			1時間	820	1時間	<b>840</b>	
	柔道場・剣道場暖房設備			1時間	720	1時間	<b>730</b>	
使 用 研 修 料 室	第1研修室			1時間	540	1時間	<b>550</b>	
	第2研修室			1時間	540	1時間	<b>550</b>	
会 議 室 使 用 料	第1会議室			1時間	330	1時間	330	改正なし
	第2会議室			1時間	190	1時間	<b>200</b>	
	第3会議室			1時間	190	1時間	<b>200</b>	

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(大分県立歴史博物館：文化課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分			現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考		
			単 位	金 額	単 位	金 額			
常設展 観覧料	個人	一般	1人1回	310	1人1回	310	改正なし		
		大学生・高校生	1人1回	150	1人1回	<u>160</u>			
	団体	一般	1人1回	200	1人1回	<u>210</u>			
		大学生・高校生	1人1回	100	1人1回	100	改正なし		
特別展 観覧料	個人	一般	1人1回	1,080円以内でその都 度知事が別に定める 額	1人1回	1,100円以内でその都 度知事が別に定める 額			
		大学生・高校生	1人1回		1人1回				
	団体	一般	1人1回		1人1回				
		大学生・高校生	1人1回		1人1回				
特別展 観覧料 (前売り)	個人	一般	1人1回		1人1回			1人1回	
		大学生・高校生	1人1回		1人1回			1人1回	
	団体	一般	1人1回		1人1回			1人1回	
		大学生・高校生	1人1回		1人1回			1人1回	
講堂使用料			1時間	650	1時間	<u>660</u>			

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(大分県立香々地青少年の家：社会教育課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分	現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考
	単 位	金 額	単 位	金 額	
香々地青少年の家使用料					
宿泊料					
県内利用者					
・高校生及びその指導者	1人1泊	370	1人1泊	<u>380</u>	
・青少年団体及びその指導者	1人1泊	460	1人1泊	<u>470</u>	
・社会教育関係団体及びその指導者	1人1泊	920	1人1泊	<u>940</u>	
・その他のもの	1人1泊	1,250	1人1泊	1,250	改正なし
県外利用者					
・中学生・小学生及びその指導者	1人1泊	180	1人1泊	<u>190</u>	
・高校生及びその指導者	1人1泊	550	1人1泊	<u>560</u>	
・青少年団体及びその指導者	1人1泊	700	1人1泊	<u>710</u>	
・社会教育関係団体及びその指導者	1人1泊	1,400	1人1泊	1,400	改正なし
・その他のもの	1人1泊	1,850	1人1泊	<u>1,900</u>	
冷暖房料加算	1人1泊	80	1人1泊	80	改正なし
専用使用料					
研修室1・2・3					
<small>・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体</small>	1時間	70	1時間	70	改正なし
・冷房料加算	1時間	35	1時間	35	改正なし
・暖房料加算	1時間	28	1時間	28	改正なし
・その他のもの	1時間	110	1時間	110	改正なし
・冷房料加算	1時間	55	1時間	55	改正なし
・暖房料加算	1時間	44	1時間	44	改正なし
プレイホール					
<small>・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体</small>	1時間	390	1時間	<u>400</u>	
・冷房料加算	1時間	195	1時間	<u>200</u>	
・暖房料加算	1時間	156	1時間	<u>160</u>	
・その他のもの	1時間	780	1時間	<u>790</u>	
・冷房料加算	1時間	390	1時間	<u>395</u>	
・暖房料加算	1時間	312	1時間	<u>316</u>	
レクリエーション室					
<small>・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体</small>	1時間	160	1時間	<u>170</u>	
・冷房料加算	1時間	80	1時間	<u>85</u>	
・暖房料加算	1時間	64	1時間	<u>68</u>	
・その他のもの	1時間	330	1時間	330	改正なし
・冷房料加算	1時間	165	1時間	165	改正なし
・暖房料加算	1時間	132	1時間	132	改正なし
視聴覚室					
<small>・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体</small>	1時間	70	1時間	70	改正なし
・冷房料加算	1時間	35	1時間	35	改正なし
・暖房料加算	1時間	28	1時間	28	改正なし
・その他のもの	1時間	110	1時間	110	改正なし
・冷房料加算	1時間	55	1時間	55	改正なし
・暖房料加算	1時間	44	1時間	44	改正なし
プラネタリウム館個人使用料					
<small>・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体</small>	1人1回	110	1人1回	110	改正なし
・その他のもの	1人1回	230	1人1回	230	改正なし
キャンプ場使用料					
<small>・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体</small>	1人1泊	150	1人1泊	<u>160</u>	
・その他のもの	1人1泊	310	1人1泊	310	改正なし

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(大分県立九重青少年の家：社会教育課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分	現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考
	単 位	金 額	単 位	金 額	
九重青少年の家使用料					
宿泊料					
県内利用者					
・高校生及びその指導者	1人1泊	370	1人1泊	<b>380</b>	
・青少年団体及びその指導者	1人1泊	460	1人1泊	<b>470</b>	
・社会教育関係団体及びその指導者	1人1泊	920	1人1泊	<b>940</b>	
・その他のもの	1人1泊	1,250	1人1泊	1,250	改正なし
県外利用者					
・中学生・小学生及びその指導者	1人1泊	180	1人1泊	<b>190</b>	
・高校生及びその指導者	1人1泊	550	1人1泊	<b>560</b>	
・青少年団体及びその指導者	1人1泊	700	1人1泊	<b>710</b>	
・社会教育関係団体及びその指導者	1人1泊	1,400	1人1泊	1,400	改正なし
・その他のもの	1人1泊	1,850	1人1泊	<b>1,900</b>	
冷暖房料加算	1人1泊	80	1人1泊	80	改正なし
専用使用料					
本研修室					
・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体	1時間	220	1時間	220	改正なし
・冷房料加算	1時間	110	1時間	110	改正なし
・暖房料加算	1時間	88	1時間	88	改正なし
・その他のもの	1時間	440	1時間	<b>450</b>	
・冷房料加算	1時間	220	1時間	<b>225</b>	
・暖房料加算	1時間	176	1時間	<b>180</b>	
研修室1・2					
・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体	1時間	70	1時間	70	改正なし
・冷房料加算	1時間	35	1時間	35	改正なし
・暖房料加算	1時間	28	1時間	28	改正なし
・その他のもの	1時間	110	1時間	110	改正なし
・冷房料加算	1時間	55	1時間	55	改正なし
・暖房料加算	1時間	44	1時間	44	改正なし
スタードーム棟					
・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体	1時間	220	1時間	220	改正なし
・冷房料加算	1時間	110	1時間	110	改正なし
・暖房料加算	1時間	88	1時間	88	改正なし
・その他のもの	1時間	440	1時間	<b>450</b>	
・冷房料加算	1時間	220	1時間	<b>225</b>	
・暖房料加算	1時間	176	1時間	<b>180</b>	
プレイホール					
・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体	1時間	390	1時間	<b>400</b>	
・冷房料加算	1時間	195	1時間	<b>200</b>	
・暖房料加算	1時間	156	1時間	<b>160</b>	
・その他のもの	1時間	780	1時間	<b>790</b>	
・冷房料加算	1時間	390	1時間	<b>395</b>	
・暖房料加算	1時間	312	1時間	<b>316</b>	
視聴覚室					
・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体	1時間	220	1時間	220	改正なし
・冷房料加算	1時間	110	1時間	110	改正なし
・暖房料加算	1時間	88	1時間	88	改正なし
・その他のもの	1時間	440	1時間	<b>450</b>	
・冷房料加算	1時間	220	1時間	<b>225</b>	
・暖房料加算	1時間	176	1時間	<b>180</b>	
プラネタリウム館個人使用料					
・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体	1人1回	110	1人1回	110	改正なし
・その他のもの	1人1回	230	1人1回	230	改正なし
キャンプ場使用料					
・中学生・小学生（県外利用者に限る。）、高校生及び青少年団体	1人1泊	150	1人1泊	<b>160</b>	
・その他のもの	1人1泊	310	1人1泊	310	改正なし

## 大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料額（教育委員会関係）

(県立高等学校（照明設備使用料）：体育保健課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分			現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考
			単 位	金 額	単 位	金 額	
県立 高等 学校	照明設備使用料	運動場	1 時間	2,700	1 時間	<u>2,750</u>	
		体育館	1 時間	750	1 時間	<u>760</u>	

(県立特別支援学校（照明設備使用料）：体育保健課)

(単位：円)

使用料及び手数料の 名称及び区分			現 行 額 (消費税率8%)		改 正 後 (消費税率10%)		備考
			単 位	金 額	単 位	金 額	
別支	照明設備使用料	体育館	1 時間	310	1 時間	310	改正なし

## 【第80号議案】

## 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

## 1 改正の内容

令和元年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、県立学校及び市町村立学校の生徒収容定員、児童生徒数及び学級数が確定したため、大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例第3条第1項各号の職員の定数を次のように改正する。

	第1号(県立学校職員)	第2号(市町村立学校県費負担教職員)
改正後	3,512人	7,056人
改正前	3,528人	7,087人
増減	△16人	△31人

## 2 増減の内訳

## (1) 県立学校関係

	高等学校	特別支援学校	中学校	計
改正後	2,351人	1,134人	27人	3,512人
改正前	2,374人	1,127人	27人	3,528人
増減	△23人	7人	0人	△16人

## (2) 市町村立学校関係

	小学校	中学校	計
改正後	4,495人	2,561人	7,056人
改正前	4,496人	2,591人	7,087人
増減	△1人	△30人	△31人

## 【参考】収容定員数及び児童・生徒数の前年度比較

## (1) 県立学校関係

	高等学校※	特別支援学校	中学校	計
R元	23,800人	1,392人	356人	1,748人
H30	24,200人	1,346人	359人	1,705人
増減	△400人	46人	△3人	43人

※高等学校は収容定員を記載している。

## (2) 市町村立学校

	小学校	中学校	計
R元	58,362人	27,944人	86,306人
H30	59,024人	28,114人	87,138人
増減	△662人	△170人	△832人